

社会労働委員会議録 第三十五号

昭和三十一年四月二十一日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事長 重雄君 理事小沢 辰男君

理事山 孝一君 理事遊谷 直藏君

理事田中 正巳君 理事大原 亨君

理事河野 正君 理事小林 進君

理事長谷川 保君

伊東 正義君 大坪 保雄君

熊谷 義雄君 小宮山重四郎君

坂村 吉正君 竹内 黎一君

地崎宇三郎君 中野 四郎君

西岡 武夫君 西村 英一君

橋本龍太郎君 松山千恵子君

巨 四郎君 伊藤よし子君

滝井 義高君 八木 一男君

八木 昇君 山口シヅエ君

山田 耻目君 吉村 吉雄君

本島百合子君 吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 小林 武治君

出席政府委員

厚生政務次官 砂原 格君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 黒木 利克君

(児童局長)

厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長)

厚生事務官 高木 玄君

厚生事務官 福田 勉君

(社会保険庁長)

厚生事務官 安中 忠雄君

年金局長 福田 勉君

年金局長 安中 忠雄君

四月十八日

委員浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君辞任につき、その補欠として大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、松山千恵子君及び巨四郎君が議長の指名で委員に選任された。

この際おはかりいたします。

理事大原亨君より理事辞任の申し出があります。これを許可いたしますに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際より理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

算では、免除対象人員は二百五十一万と見込んでおります。

滝井委員 もっとこまかく聞きたいのですが、時間の関係がありますから、次に積み立て金の運用収入が八十四億あるわけですか。この八十四億の運用収入を得るためには、積み立て金の累計は一体幾らになっておるのですか。

山本(正)政府委員 三十八年度末で千七百八億でございます。それから三十九年度分の見込み額を四百六十億見込んでおりました。三十九年度の分につきましては月割りで入ってまいりますので、したがってそれに対する利子というものが段階的になってくるわけでありまして、そういうふうな見込みであります。

滝井委員 そうしますと、八十四億円程度の運用収入が出るためには、三十八年度末千七百八億と三十九年度の四百六十億、約千五百三十八、九億程度の積み立て金の累計の中から八十四億の利子が出る、こういうことですね。

山本(正)政府委員 さようでございます。

滝井委員 その積み立て金の運用のこととは、いずれ次会にお尋ねします。

次は、現在国民年金は一体どういう状態での具体的な適用が進捗をしておるかということなんです。現在国民年金に加入している人は、大ざっぱにいって被保険者が二千万人、それから福祉年金を受けている人が三百万人、こうなっておるわけですか。これは年々新しく二十歳になってくる人と、妻のように任意適用者がおるわけですか。それから、この制度ができたときに、われわれも反対をしたのですけれども、そういう反対の宣伝が浸透しておつてなお現在宙ぶらりんでどの保険にも加入していない、特に国民年金加入の有資格者であるにもかかわらず加入していない、こういう人が相当おるはずですか。そこで三十八年においては未適用の人がどのくらいあつて、そして三十八年満二十歳に達して適用対象になった人が幾らあつた。それは三十九年度の予算を編成する現段階で予算書を見ても、平均被保険者数は千九百八十五万九千人になっておるわけですか。この千九百八十五万九千人になるためには、いまのような未適用者がどれだけ適用になり、それから新たに二十歳に達して適用対象者になる人がどの程度だからこういう数になるのだという、ことを三十八年の実績と三十九年の推計でひとつ示してもらいたい。

福田説明員 ただいまのお尋ねでございますが、三十八年度の適用につきましては合計で二千五十七万の適用を終わっております、これは制度当初以来の適用の合計でございます。その中で三十八年度二十歳の新規加入は約十三万五千人でございます。昭和三十一年度につきましては二十歳の新規適用につきましてはおおむね四十万人の適用を見込んでおります。

滝井委員 どうも、私の質問するのをよく聞いておいてもらわぬと……適用累計が二千五十七万、こう言われ

たわけです。その二十五万七千七百人になるためには、妻などのように任意適用の人なり、それから当然強制的に適用されなければならぬ人がおるわけですね。こういう人が一体幾人三十八年度に適用になりましたか、それから同時に、新たに二十歳に三十八年度になつた人は幾ら加入しましたか、その数は十三万五千人、こうなつたわけですね。前者のほうの答弁はまだないわけですね。妻とかあるいは適用漏れになつた人が相当おるわけですね。こういう人はどういふぐあいに適用対象に三十八年度にはなつてきましたかということがあるんです。これがはつきりしない、いまあなたが言われた三十八年度末の適用二十五万七千七百人という数字が出てこないわけですね。なぜならば、三十八年度にわれわれにあなた方が予算審議のときに説明した数字は千九百五十七万人なんです。千九百五十七万人が千九百八十五万九千九百人というふうなふえていっておるわけですね。ふえていった三十万というのはいくらがふえたかということが問題なんです。いままで見ると、二十歳に新入した人は十三万人しか入ってないという事になります。あと十六、七万人が新たに適用漏れの人が入ってきたと考へられない。その数字の内訳を説明してもらわないといかぬ。そのためには、これは資格喪失の人がおるのです。二十五万七千七百人の中から、今度は脱落するのが出てくるわけですから、この数も合わせると、問題になつてくるわけですね。なぜ私がこういう質問をするかという、先に質問の結論を言うのですが、それはあなた方の年金適用

の仕事がうまくいっておるかどうかという事なんです。これを見れば国民年金が生活発展する方向にあるのか、停滞の状態になつておるかという事がわかつてくるわけですね。それを私は知りたいわけなんです。一番大事なところをしっかりと書いてもらわねえと、予算編成のなめめですからね。
○福田説明員 申しわけございませんが、新規適用の資料だけでございます。後ほど数字をお知らせいたします。
○滝井委員 そうしますと、これは大臣にお尋ねすることになるのですが、大臣は二十歳になった人が十三万五千人しか国民年金に入っていない。御存じのとおり、いま二十歳になる人は、ペーパーのみに、大体それと相前後して生まれてきた人でしよう。そうしますと相当の数が二十歳になつておるわけですね。ところがその二十歳になつた人が、これはもちろん厚生年金とかその他にもいってあります。共済組合とかにもいってありますけれども、相当の者が国民年金に加入するよりのな、中小企業とか農業とかで従事して二十歳になつておるわけなんです。ところがそれが十三万人なんです。そうすると、ここで十三万人の数字が多いか少ないかの議論をするためには、国民年金の対象となる二十歳の者は、いまから二十年前に出生した者、この当時は二百万人ぐらい出生しておると思ふのです。あるいはもう一つ多いかもしれぬ、二百三、四十万かも知れません。いま百五十万か六十万かを生まれていないのですが、当時は相当生まれておると思ふのです。そうし

ますと、これは一体どの程度が国民年金の対象になるとあなた方は把握して居るのですか、二十歳になつた人は、これも大臣おわかりにならなければ……
○福田説明員 三十八年度中におきましては、全国的に約四十万人を新規適用、二十歳に達した者を見込んでおるわけですね。
○滝井委員 いや、見込むのではなくて、適用対象となる数は幾らですかという事なんです。その適用対象者か見込んでいないのでしよう一〇〇%見込んでおるわけではない。
○福田説明員 二十歳に達した者の対象者数は、約六十一万ぐらいだと思ひます。その中で約四十万の適用を見込んでおるわけですね。
○滝井委員 そうしますと、三十九年度の予算編成がどうなつておるかと、三十八年度は六十一万に該当する者が一体幾人なのかということなんです。これはもう実績が出てこなければならぬ。
○福田説明員 ただいま申し上げましたのは三十八年度における見込みでございます。三十九年度におきましては——いま調べましてのちほど申し上げます。
○滝井委員 これがはつきりしない質問がなかなか進まぬのですが、ちょっと待つておりますから、落ちついて調べてください。
○福田説明員 三十九年度におきましては二十歳に達する者を六十四万人と見込んでおります。六十四万人が対象者の総数でございますが、その中で、これは市町村の段階別に異なりま

が、おおむね七〇%の適用を見込んでおります。その数は四十四万九千九百人になります。
○滝井委員 そうしますと、三十八年度の二十歳に達した対象者は一体幾らであつたかということになる。その実績は十三万五千人という答へは出ておるけれども、前がないわけですね。前の二十歳に達する対象者数、三十九年度六十四万に見合ふ分は幾らですか。
○福田説明員 三十八年度におきましては六十一万人でございます。六十四万人に見合ふものが六十一万人でございます。
○滝井委員 ここまでくれば、大臣はまあおわかりのとおりです。そうしますと、これは六十四万人の二十歳に達する対象者がおる、その七割の四十万を目標にして予算が組まれておる。ところが、昨年は六十一万人対象者がおつたが、実績は十三万五千しか加入しなかつた、こういうことなんです。そこで、まずこの対策をどうするかということが一つの問題なんです。二十歳に達したら強制加入なんです。から当然加入しなければならぬわけですね。ところが、これは五分の一しか加入しないわけですね、十三万ですから五人に一人です。これではたいへんなことになる。したがって一体大臣としてこの対策をどうお話しになるつもりなのかということですね。これはことし七割といわれて居るけれども、われわれの見るところでは七割の半分くらいしかいかなないのじゃないか、半分くらいは上々のほうじゃないかと思ふのです。ほんとうは三十七年度も聞いてみると、おそらく似たり寄つたりだと思ふのですが、この点が一つ大きな隘

路としてあるわけですね。あるいは大臣にはこういうところまで事務当局が御説明になつていないのじゃないかと思ふのですが、これは大臣どうお考えになりますか。
○小林国務大臣 この加入率はだんだん増してきますが、いま集金だとかあるいは切手の貼付とかいろいろないろいろなことをやっておりますが、そのほうの組織といふことが、その人員の整備、こういうことを待つて個々に具体的に当たるといふことが唯一の方法であらう、こういうふうな思つておられます。むしろ宣伝とか啓発ということが非常に必要であります。具体的な効果を上げるものはいま市町村の関係者の訓練とかあるいは増員とか、そういうものによつて個々の家に当たるといふことしかない、こういうふうな思つておられます。いま申すように成績はだんだん上がつてはきておりますが、まだ不十分だ、こう言わざるを得ないと思ひます。
○滝井委員 組織とか人員の整備とか宣伝、市町村のこういう事務を担当する者の増員等が必要だ、だんだん成績は上がつてきておると言ふけれども、実はあまり成績が上がつていないのですよ。もう一歩これは突っ込んでいってみるとよくわかるのです。いまはこれは二十歳に達して新しく年金に加入する資格ができた者のことを取り出してきておるわけですね。それならばすでにできてしまつて加入をしていない人は一体幾らおるか、任意加入の妻等はまだ宙ぶらりんになつておる人は幾らおるか、そうしてその中から三十八年度には幾ら加入をし三十九年度に

は幾ら加入をする見込みなのか、これをひとつ説明してください。

○福田説明員 三十八年度中におきまして二十七万三千人が適用済みになっております。その中で先ほど申し上げました十三万五千人が二十歳の適用でございまして、その他の残りの約十三万五千人が従来の適用になるべき人で適用にならないかというわけの適用漏れ者あるいは任意加入を含めた数字でございまして、それで三十九年度におきましては年度当初の適用漏れ見込みを約百五十万人と見込んでおりまして、それに対して適用率を少なくとも六〇％は適用を終わるといふ予定でございまして、その数が約九十万人と見込んでおります。

○滝井委員 その見込みと、三十九年度においては百五十万人の適用見込みというの、これは満二十歳に達する六十四万人も入っているわけですよ。

○福田説明員 別でございまして。

○滝井委員 別でございましてというところですが、別だとすれば三十九年度においては満二十歳に達する人の七割の四十四万人が加入をして、そして今度は三十九年度のお前年度から繰り越して未適用となつておる百五十万人を九十万適用するとすれば、百三十万人を三十九年度に適用対象にする、こうなるわけですよ。過去の実績は私の調べたところでは三十万ずつくらいしかふえてないでしょう。ここ一、二年は三十万ずつしかふえてないでしょう。その三十万人ずつしかふえていない国民年金の対象者を、一挙にその四倍をこえる百三十万に上げようというのならば、よほど革命的な一池田さんじゃないけれども、中小企業に革命的な政策をやる

というその革命的な年金政策で、いま大臣の言われたような組織、人員、宣伝、それから市町村の増員というのを革命的な方式でやらないと百三十万はむずかしいですよ。それは自信があるのですか。そういう具体的な数字は、やはり過去の実績の積み上げの中からこういうものはやらなければ、三十万しか加入しなかったのに一挙に百三十万人も、四倍も五倍もやるということはどうもそれは木によって魚を求むるよりむずかしいですよ。

○福田説明員 三十九年度におきまして約百三十万人の増を見込んでおりますが、資格の喪失を差し引いて実質三十万人から四十万人近くの適用が毎年度伸びておるわけでございます。これは先生のおっしゃるとおりでございます。三十七年度及び三十八年度は拠出制国民年金制度の保険料収納の面に相当の重点が注がれております。適用においては遺憾ながら若干進展がおそかったわけですよ。三十九年度におきましては、この面で努力いたし、大都市及び二十歳に達する者の新規加入というものを中心にいたしまして、適用の事務の徹底した体制を確立する予定でございまして。

○滝井委員 その見込みと、結局いままではここ一、二年三十万そこそこしか加入しなかったのは、保険料の収納に重点を置いた、しかし三十九年度は新規加入促進に重点を置く、こういうこととのおよびです。しかしこの結果を論議をするのは、これは来年になるかと思ひます。しかしそれならば、資格喪失というのはいくら程度ありますか。

○福田説明員 ちょっと手元に資料がございませんで、後ほど……。

○滝井委員 およそでけつこうです。適用対象数と、適用対象が実際に適用された数が相当ある。そして資格喪失の者が相当出てくるというは、差し引いてこそ、初めて千九百八十五万という数字が出て、昨年より三十万ふえた、こうなるわけなんですね。おおよその数字、ラウンド・ナンバーでけつこうですか……。

○福田説明員 およその数は、大体五十万人見当でございまして。

○滝井委員 私はなぜこういう質問をするかという、被保険者の増加が、あなた方が三十九年度に指向されておるように、百万をこえて増加をしていくというところに、保険料は相対的に伸びていくわけですよ。ところが、この長期の金のたぐわえを必要とする国民年金に年々三十万か四十万しか新たな加入者がいないというの、長期に金を置いておくの金が少くないということになると、そのことは一体何を意味するわけですか。国民年金の財政規模が非常に先細りになることを意味するわけですよ。ここなんです。これは厚生年金と違う。御存じのとおり、国民年金は四十年かけて、五年の据え置きをおいて、金をもたらうわけですからね。したがってもたらうのは六十五歳からもらうのです。その間における運用の利子その他の役割というものが非常に重要になってくるわけですよ。厚生年金のように二十年ではなない、四十年です。そして五年の据え置きがある。したがって若いほうから確実に加入させておかないと、年とつた人ばかりが加入しておつたのでは、保険財政というものは先細りになるの

です。したがってどうしてもここに加入促進の具体的な対策というものが必ずや必要になってくるわけですよ。ところがどうもいまの質問等を通じて、ここらの加入促進の具体的な対策というものが、なかなか数字的に出てこぬところを見ると、ここらあたりがイヤマークなされて、具体的な対策が立てられていないという感じを私に受けたので、このことはやはりもうちょっと事務当局にしっかりとやらしてもらわなければいけないと思つたのです。ところが年金と同時に年金が国民にどの程度支持されておるかという一つの目標、指標にもなるわけですよ。こういう点にも少しはつきりした認識を持つと、今度は事務費の問題になってくるわけですよ。大体いま大臣が言われたように、市町村の増員をやる、あるいは組織の確立をやる、PRをやるということになると、昨年百二十円であった事務費が百三十円にしかかかっておらぬ。これで一体三、四十年に加入しておつたものを、一挙に四倍ないし五倍の百三十万とか百五十万に伸ばせるだけの力を——十円上りだけだ、四倍の加入率の飛躍的な躍進になるのかどうかということですよ。

○山本(正)政府委員 いま年金の計画としての非常に重要な御指摘があつたわけでございます。確かにおっしゃるとおり、加入人員の伸び、特に若年層の伸びというものが保険経済に非常に大きな影響を持つわけでございます。この意味におきましては、国民年金そのものが、産業構造の変化に伴います被保険者層の推移というものが急激に変わつてまいってまいりますので、今後をどう面がどういふ影響

をするかというところは、国民年金にとりまして相当重大な問題でございまして。そこで、社会保険庁におきましては、現実問題として国民年金の加入の促進と、それから保険料の収納の徹底、これは被保険者本人の利益の問題にどちらも影響する問題でございまして、この二つを柱としてやっておりますわけでございますが、特に加入の促進並びに保険料の収納につきましては、取納組織というものを、納付組織を結成してやつていくほうがより成績があがるという現実を即しまして、各地におきまして納付組織が非常に発達してまいつておりました。現在約千三百人ほど納付組織の傘下にあるという現状になっておるわけでございます。ただいま御指摘のような点につきまして、さらに本来加入すべきものであつて加入してないという国民層に対しては、適用をさすということを強力に押し進めなければいかぬ面があるわけでございますが、ただ御承知のように、この問題につきましては、大体において大都市が成績が悪いわけでございます。大都市の国民年金の対象者についてこれの適用を徹底していくということにつきましては、単に事務費が幾らであるということによつて解決できない問題があるわけでございます。そういうところをさらに保険庁として、もくふうをしてやつていくというような体制におおる次第でございまして。

○滝井委員 御指摘のように、新しく満二十歳に達した人と、特に東京とか大阪とか名古屋というような大都市が非常に適用がおくれているわけですね。これは、大都市はそれだけ移動も激しいし、あるいは中小企業その他の

をやるかというところは、国民年金にとりまして相当重大な問題でございまして。そこで、社会保険庁におきましては、現実問題として国民年金の加入の促進と、それから保険料の収納の徹底、これは被保険者本人の利益の問題にどちらも影響する問題でございまして、この二つを柱としてやっておりますわけでございますが、特に加入の促進並びに保険料の収納につきましては、取納組織というものを、納付組織を結成してやつていくほうがより成績があがるという現実を即しまして、各地におきまして納付組織が非常に発達してまいつておりました。現在約千三百人ほど納付組織の傘下にあるという現状になっておるわけでございます。ただいま御指摘のような点につきまして、さらに本来加入すべきものであつて加入してないという国民層に対しては、適用をさすということを強力に押し進めなければいかぬ面があるわけでございますが、ただ御承知のように、この問題につきましては、大体において大都市が成績が悪いわけでございます。大都市の国民年金の対象者についてこれの適用を徹底していくということにつきましては、単に事務費が幾らであるということによつて解決できない問題があるわけでございます。そういうところをさらに保険庁として、もくふうをしてやつていくというような体制におおる次第でございまして。

収入が少ない、とても年金で現金を百円とか百五十円とか毎月取られるのはかなわぬというようなこともあるのかもしれない。あるのかもしれないけれども、やはり大都市におけるいろいろな事務が多くて、住民に直結しないいろいろな仕事で事務費というものがよけいにかかるわけです。それは国民年金も国民健康保険も例外でない。そうしますと、大都市における年金事務を円滑にするためには、対象が国民健康保険と国民年金とは同じですから、この関係をあなた方は一体どう考えておるかということ。国民年金は事務費は百三十円、国民健康保険は百五十円、二十円の事務費の開きがあるわけです。また健康保険組合のようなものは幾らやっておるかという、あれはやはり百四十円くらいですか、こういうふうに、同じ仕事をやるのにも事務費がみな段階ができていて、百三十円、百四十円、百五十円、こういうところにも一つ問題があるのではないかと。同じ対象であるならば、ちよりと今度の予算編成で問題になったように、労働省が労災の調査をやる、それから失業保険の調査をやる。あなたのほうは健康保険の調査をやる。こういうふうに、同じ対象者、同じ事業主に対して、厚生省、労働省が違った資料を要求する、同じような社会保障制度に対して。そこで、これはいかぬということ、事業主の側からも不満が出て、ことしの予算編成ではそういう事務を一本化しようという話が出ておるでしょう。そうなる、これは労働省と厚生省の間でできたんですから、厚生省の中の年金と、同じ隣に

住んでおる保険局長のところと、小山さんと山本さんが話し合つて、ひとつこの調査は一緒にやろうじゃないかということになる、この金を合わせれば二百八十円になるわけです。それを別々に各省各局でやると、年金のほうに、何だ同じ仕事をやっておるのに健康保険は百五十円、おれのは百三十円だということになって、市会の受けも悪いですよ。国民年金課長、市会の受けあるいは県会の受け等も悪くなる。そこらあたりを何か考える必要があると思つて、そして調査その他は一本化していく、そうすると、国民健康保険は、即そのまゝ国民年金の対象者として把握することが可能なんだから、労働省と厚生省が話をしておるのに、あなた方は一体やつたことがあるかどうかということ。しかもアンバランスなもの、こういうものは私は問題だと思つておる。○山本(正)政府委員 おつしやるとおり、いろいろ調査等につきまして、合理的にやるといふ必要性がありまして、だいたいことは予算におきまして、たとえば五人未満の事業所、これは労働省、厚生省におきましては保険局、年金局それぞれ予算がついておりますが、一本で調査しようという方針でおるわけでございます。いまの国民年金と国民健康保険、実はこれは私算の問題でございますが、この国民年金制度をつくります際に、実は先生がいま御指摘のような問題があつたわけでございます、その当時、健康保険がある、そこで、国民年金の制度をつくる際に、国民年金の制度と一本化し

議論の結果、別個に発足したほうがより成績が上がるであろうという、これだけの理由じゃございませぬけれども、そういう要素があつたわけでございます。ただ、実施いたしました、納付組織といったようなものを考えないと、なかなか伸びていかない面があるということも出てまいりまして、事務費の問題ということが非常にやかましくなりました。事務費の算出の基礎からいいますと、これは仕事の分量が違つたわけでございますから、差がつくのはやむを得ぬと思つておる。たとえ国民健康保険と健康保険組合の例を言いますと、健康保険組合の場合には、被保険者の本人一人につき百四十円といった積算になっておりますが、国民健康保険の場合には、家族も含めて一人一人の被保険者という積算になっておりますから、簡単にきめるわけにはいきませぬし、国民健康保険と国民年金ではいろいろ帳簿の整理、そのほか医療担当者の関係といったような事務が違つたので、この積算の基礎からいいますと、違つた数字が出てまいるわけでございます。ただ、受けるほうの市町村の側からいいますと、国民年金も健康保険も同じような性質のものであつて、開きがあるのじゃないかといったような素朴な意見が出ることは事実でございます、そういう問題とどう調整していくか、かつまた、いまおつしやられましたように、事務の面において、より能率的に、同じ金額が効果を上げるという意味におきましては、さらに研究しなければいかぬ面が相当あると思つておる。これは私どものほうとしまして、また保険

庁といたしましても十分検討してまいりたい、かように思つ次第でございます。○滝井委員 御承知のとおり、国民健康保険の年間平均の被保険者は四千三百万程度と見ておるわけですね。あなたのは千九百八十五万程度。こういうことになりましたら、すでに長い歴史と伝統を持つておる国民健康保険のほうに、相当市町村において把握しておるわけです。何人か把握してないところはあるが、相当把握してないわけですね。これは新しく失業したり、あるいは定年退職をしたという若い人はすくなくはなかなか把握しにくいです。あるいは生活保護に転落していつて、また浮かび上がつて国保の対象者になつたという若い人は漏れておりますけれども、しかし、実績の四千三百万というものは、相当なものでしょう。そうすると、この把握してないカード、台帳を基礎にして、あなた方がそれを借用してやるということになれば、やはりそれだけ事務費ははぶけるといふことになる、共通の台帳をつくれればよいのだから、これは二十歳に達したものでだけチェックしておけばよいわけですから。そういう点ではやはり両者が相提携して促進をしていけば、これは事務的にも非常によいと思つておる。御存じのとおり、現在市町村が赤字で困るといふのは、何といたしても国民健康保険の特別会計に市町村の一般会計から金をつぎ込むというところに地方財政の赤字の大きな原因があるというところは、自治省も指摘しておるとおりです。その赤字の大きな部分は何かという、事務費です。国は百五十円くらいしかくれぬ。実際は大都市

は二百五十円、三百円もかかる。半分以下ではどうにもならぬといふながら、やはり住民の福祉を増進するため市町村長はやらざるを得ないでやつておる。ところが、年金といふのは、すぐ目の前の問題ではない。はるかかたの四十五年、先の問題である。だから、それほど火がしりについたら、タヌキみたいな状態にはならぬわけですね。そこで、カチカチ山のタヌキの状態になつておる国保と、ゆる然としておる年金とを結びつけるということが今後の年金を推進する一つのポイントじゃないかという感じがするのです。そのためには、この二つのものを合わせて、事務費を大蔵省に要求して、三百円とか三百二、三十円くらいは一律に出して躍進をせしめていくという対策をとるべきだと思つておる。そうすると、これは一本化するから補助金の合理化にもなる。小さな補助金をちよこちよこ分けてやるよりか、大きなものにしてよけい取つて推進する。最近には福社国家における非福社国家性という論文がよく出る。福社国家と池田内閣は銘打つておるけれども、実際つくつておるのは非福社国家であるという論文を書いておる人があつたわけでも、そういうことを言われたいために相当事務費をつぎ込んで能率的にやつていくという形になれば、市町村も悪い気持ちにはならぬと思つておる。こういうところに自信を持って、来年度予算においてはぜひ大蔵省に要求してやつてもらいたいと思つておる。大臣のお考えを伺いたいと思つておる。○小林国務大臣 私は、ただいまの御意見は参考としてわれわれも十分検討

しなければならぬ点だと思えます。この事務費の關係、国保のほうは一種の補助金、年金のほうは一つの国の委託事務と申しますか、そんなような性質上の相違はあると思えます。しかし、これをどういふふうにして調整するかという問題をひとつ検討いたしまして——お話のように、私は、連絡をすれば相当に役に立つ部分があると考えます。ただ、その経費の性質上の差異をどういふふうにして調整するかという問題はありますが、これはひとつ十分検討してみたい。重ねて申しますが、おっしゃるようなことは、私は、この問題の推進のために非常に役立つことじゃないかと、かように考えます。

○滝井委員 ぜひひとつ両事務費の調整をやつて、年金の加入促進のためにこの事務費が役立つような形をつくってもらいたいと思つてます。

そうしますと、具体的な事務費の問題へここで入つてみたいと思つて、市町村に一人当たり百三十円、昨年に比べて十円アップした百三十円の市町村交付金、これは二十五億程度です。事務の取り扱いの経費に差し上げるわけですね。そのほかに印紙の売りさばきの手数料手数料というのがあるのです。それで、これは八億四千九百十八万四千円程度あるわけです。この問題については、小山さんが保険局長のときにも一応御質問申し上げたのですが、これは現在は一休どういふ売りさばき手数料の配分のしかたになつておるのか、それをまずちょっとお伺いしたいのです。

料、これは一般に印紙を市町村に売り渡した額の三割でございます。それから加算手数料というのがございます。これは一・五カ月分以上売り渡した場合に、その一カ月をこえる部分につきまして二割を加算しておるわけでございます。それから、特別手数料でございますが、これは印紙売りさばき額が年間の印紙需要額をこえました場合に、検認率のいいところ、現在九〇%以上でございます。そういうところに購入額の一割を手数料として出す、こういうことになっております。

○滝井委員 成績のいいところに報償金を出すということは非常にいいことなんです。これは国民健康保険でもこういうことをやっておりますか。

○福田説明員 国民健康保険にはございません。

○滝井委員 同じ強制適用の国民年金にこういう制度ができたというのは、あるいは社会党等が反対をしたために、ぜひひとつこれはこういう制度をつくらなければいけません。同時に、還元融資の場合でも、成績のいいところに金を貸す、悪いところは貸さぬという、いわばむちの役割りとあめの役割りをこれは一緒に含んだものです。金を借りたいというならば、検認率をよくしてくい、これもむちになるのかも知らぬ。しかし、よかつたらあめをちよつとしゃぶらせるぞということ、八億の売りさばき手数料を出しておるのかもしれないけれども、何かちよつとこの制度は抵抗を感じる気持ちがあるのです。というのは、御存じのとおり、強制適用で福祉国家の理想を立ててやるという制度に、事務費のほうは百三十円程度しか出さないが、

別にまた二十五億の交付金の三分の一に当たる八億程度のものは別建てであめをしゃぶらせてやるということ、何かちよつと厚生行政としては邪道のような感じがするのです。いま子供にあまり不当な景品をつけて子供をつてはいかぬと世の中は言っておるわけですね。そんなことをしたら、子供が射幸心を起して不良化するのだと言いながらも、政府がこういう社会保障政策に、何かそこらで宝くじを売つていふのと同じようなぐあい、うんと上げてくれればよいにつけてやるぞというふうなことがなければ、国民年金の加入促進ができません。国民年金は魅力がないのです、逆説的に言へば。ここあたりはやはり少しく反省をしてみる必要がある。むしろこういう金があれば、やはり事務費を出してやつたほうがいいんじゃないか。それなら、一体こういう制度がいまあるのだが、それはどう考へるのかというところ、いま銀行が定額五万円の貯金をさせるわけですね。それで、五万円をお預けになっておれば、あなたの国民年金の保険料は私のほうですと全部事務的にお支払いをいたします、こういうことをやつてくれませんか加入していただきます。その場合は一体市町村が手数料をもらうことになるのか、銀行がもらうことになるのか。

○福田説明員 ただいまのお尋ねの件は、銀行に五万円の定期預金をしまして、その利子でもって年金の保険料を積み立てるといふ年金預金の制度であるかと思ひますけれども、これにつきましては、現金で前納いたしますので、手数料はございません。

○滝井委員 その定期預金を銀行がど

んどんとつて回るわけですね。そうしますと、たとへばその対象者の半数以の上をとつてしまつて、銀行は利子を市町村に納めればいわけ、市町村はやることがないわけですね。国民健康保険の被保険者は全部銀行がしてやつて、そして銀行が国庫に払い込めばいいわけでしょう。市町村を通さず払い込むことだつてできるわけですね。そうすると、当然これは一般手数料とか加算手数料とか特別手数料は銀行に払わなければならぬことになるわけですね。私はこういう制度ができたときに、小山さんに、一体こういう制度をどうするんですか、こういう制度をずつとやつていふというのなら、これは郵便局その他に全部やつてもらおう。国民は簡易保険その他に全部入つておる。最近国民年金ができたために簡易金は伸びが少し停滞しておりますけれども、これは同じ層が入つております。そうすると、もしこういう仕事を郵便局がいつにやつてくれるというところになれば、定額の五万円の郵便貯金をしてもらつたらいいと思つて、私はこの制度は悪くないと思つて、ある意味では一つのいいアイデアを銀行マンは出したという面もあると思つて、いま言ったように、定額の五万円の貯金をしておけば、あとは百円とか百五十円を毎月納める必要が全然ないのです。一体そういうものは全国どの程度ありますか。全国で保険料が二百五十億入るんだが、二百五十億の保険料の中で、そういう銀行の定期預金を通じて払い込まれるものはどのくらいあるのですか。

○福田説明員 現在はつきりした数字をつかんでおりませんが、おおむね

万人程度がその対象の被保険者になっております。

○滝井委員 その程度でしようか。そうすると、この制度はほとんど普及する情勢にあるのですか。これは被保険者は何もなくてもいい、定期預金だけでいい。市町村も事務費がちよつとも要らぬわけですね。金を五万円預けておけば自動的にいく。とにかくこの制度が変わらぬ限りは、五分五厘かの利子でまかなつてもらえるわけですね。この行き方は一つのアイディアとして非常にいい。しかし、対市町村事務との關係はどうなるかというところ、ちよつと私にはわかりかねるのです。三、四年前、この制度ができたときに小山さんにもちよつと質問したのです。小山さんもそこあたり明確でなかつたが、一応質問しておつたので、あなたの方の点も研究されて明確な御答弁ができたのかと思つたが、そこらはどうもはつきりしないようですね。

○福田説明員 銀行の定期預金制度によります年金預金は、現金による一年前納をたてまゝとしております。したがって、初めに五万円の預金者の口座をつくるわけですね。この五万円の対象に現在なつておられますのは、実際から見ますと、ほとんどが強制加入者ではなくて、任意加入者でございませぬ。なお言いますと、厚生年金等の公的年金の加入者の配偶者の方が入つていらつしやる、こういう実態がほとんどでございませぬ。その数は、先ほど言いましたように、全国で約一万人程度でございませぬ。市町村との事務的関係におきましては現金徴収、いわゆる年金の預金利子の中から銀行がそれぞれ手続をして各市町村に入

る、普通の一年以上の現金前納の場合と同様な取り扱いをいたしてあります。そういう意味では市町村の事務はございませぬ。手帳をつくって交付する、適用の段階におきましては、一般の任意加入あるいは強制加入の場合と同様でございますけれども、保険料徴収におきましては、銀行が直接国の機関に払い込む、現金といたしまして、社会保険事務所あるいは現業課に払い込むという手続になっております。

○滝井委員 市町村を通じて、社会保険出張所等に払い込むということになりますと、私の知っているある銀行では、満二十歳になると、お宅の子供さんは二十歳になりました。国民年金に、学生さんでも加入しなければなりません。だからひとつ五万円の貯蓄をしてくださいといつて勧誘して回っております。ずつと勧誘して回っております。そうすると、今度、いま言ったように、そういう制度ができるということになれば、だんだん大びらになってくればどういふことになるかということ、今度は農協もやろうということになる。農協はやるのが可能なんですよ。農協もやろう、相互銀行もやろう、こういうことになって、各銀行なり金融機関がこれを競ってやり始めたときには一体どういふことになるかということですか。こういうことを考えておかぬと、御存じのとおり、生命保険会社にしても信託会社にしても、だんだん金を集める余地が少なくなつてきつた。そこで生命保険でも信託でも、年金の比例報酬部分を何とか事業主と話し合いながら企業年金なり調整年金の形で持つていくという姿が出てくる。そういう形が普及すれば人間とい

うのは必ず考えつく。すでにうまい銀行マンは考へついているわけです。そうしますと、その銀行の支配する地域はわけなく取れるのですよ。市町村は百二十円か百三十円の事務費しかもらわないのに、一々回つて年金に加入してくださいといつて追い回されるがらも——追い回されるというよりか、銀行さんにやつてもらえばさつとと能率が上がるわけです。そのかわりにあなた一年分私のほうに納めてくれれば、この特別手数料で九〇％以上になれば、一〇％の手数料ももらえらるから、これはあなたの方に全部あげますということになる。銀行は預金もふえるし、手数料も市町村からもらえる、こういうことになるわけです。市町村は百三十円のところだけまるまるもらつてじつとしておれば、仕事はやらぬで銀行が全部やつてくれるのです。そしてその銀行が市の金庫あたりになつておれば、多々ますます弁ずるわけですよ。私が銀行だつたらそういうふうになりませぬよ。こういう制度は私悪くないと思ふのです。いまのところ、私が研究した限りでは弊害がない。順当に大体いつておるようである。弊害がないから悪くないと思ふわけです。そうすると、市町村のこういう事務処理の關係が一体どうなるのかということをやりはつきりしておかないと、だんだん市町村の事務がなくなつてしまふ可能性が出てくるのです。これを今度は郵便局がやるということだつて禁止できないわけでしょう。やつてい

いわけでしょう。いままだ郵便局はそういう制度をつくつていないようでありませぬけれども、郵便局は定額の貯金というものは非常に喜ぶわけです。そ

して四十年間預けてくれるということになつたらたいへん長期の金なんです。非常に有効に使えるわけです。だからこういう金融政策と結びついていくという形、これは、いま財政投融資と言つておられるけれども、銀行が非常に長期の金を持つことになるわけです。いわば五万円という原資を持つて、その銀行が逆に、あなたの方の納めた百円が積みも積もつて千五百何十億の積立金を運用しているが、もつと多くの金を銀行は原資として持つて運用することになるのです。こういう、国民の金が大企業のために動くという形になつてくるわけです。私はそれを悪いとは思いませんけれども、こころあたりで一人一人のくらしのときに、この制度をどうするかという方針を確立しておかぬと、あとになってひさしを貸して母屋を取られるようなことにもなりかねませぬぞというこゝろなんです。そうでしょう。元が五万円の金を銀行に預けておられるのですから、それが場合によつてはもつとよく動くことになるわけですよ。いま一人一人のくらしだけでも、これが千万人にもなつてごらん下さい、相当大きな力になりますよ。それならば銀行にやらせずに市町村みずからやつてもいいわけです。市町村みずからが五万円預かつて、五万円預かりの証書を出して、市町村がそれを運用しながら、百三十円の事務費を、何もせずにあつたところに入れて、おまけに運用の利子の上前も市町村が取ることにになりかねない。だから、私はこの制度を悪いとは思いませんが、いろいろ考へてみるとなかなか問題があるようであり、二度ばかり言うくらいで、大して問

題がないような感じがするけれども、だんだん大きくなると、いつも言うように基本はみずからの目的貫徹のために大きく動き始めますからね。これは少し研究して、この制度を育てていくのか、あまり育てずにそのままにするのか。いま銀行では盛んに二十歳に達した人たちを勧誘して回つております。

○山本(正)政府委員 この問題は問題が二つあるのじゃないかと思ふ。一つは社会保険の保険料というものの支払いをどういったような形にするのが適当かどうか、相当問題があると思ふ。大体常識的に見ますと、恒常的な所得の中から社会保険の保険料を支払つていくというのが普通の形であるし、それ以上に貯蓄の運用によつて保険料を支払つていくといつたような形が好ましいといふことはちよつと言ひ得ない問題ではないか、かように考へる次第であります。そういうふうなことができる階層といふのは一部の階層である、どつちかといふと条件のいい階層であるということになります。市町村の場合にそういう者、要するにいい階層だけがピクアップされて銀行に持つていかれるということになると、市町村としてはかえつて徴収がむずかしい階層だけ残り、事務的にむずかしい層という意味では歓迎しないという面もあるじゃないか。そういういたしますと、いま先生が言われましたように、社会保険料の納入形態として問題があるじゃないか。それから先ほど御指摘がありましたような、市町村の事務の面から見ると、悪いといふか、むずかしい面だけが市町村に残されて、市町村では問題があるといふ、二重の意味におきまして私どもも

少し検討いたしましたして、根本的な態度をきめなければいかぬじゃないかと思ひますが、ただ今日の段階で、こゝろは言えないじゃないかといふように感ずる次第でございます。

「委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席」
○滝井委員 そういたしますと、望ましいと言えないような制度が公然と行なわれている。そういうことについてはあなた方も知つておられるはずですよ。一人もあるのだということを知つておられるのですから、何らか対策を講じなければならぬ。これは三年か四年くらいに出でたのです。初め私がこゝろ指摘したとき、小山さんは異様な顔をしていましたから気づいていなかったかもしれませんが、気づかないはずはない、銀行が単独でやるはずがない制度なんですから。いま言ったように結局いいところが抜かれて苦しいところだけ残れば、平均して百三十円の事務費を差し上げておられるわけですが、苦しいところばかりで百三十円をやるといふことになれば、百三十円を上げなければならぬということも問題が出てくるわけ、ぜひそこらあたりを御検討願ひたいと思ひます。

それから苦しいところばかりが残るので、今度は印紙売りさばきの手数料を、嗜好的なあめのような役割りとして、段階をつけないければならぬということがますます濃厚になつてくることになる。こういうところにはね返つてくると思ふのですよ。そういう点をひとつぜひ御注意を願ひたいと思ふのです。

事務的な、予算的なことはそのくらいにして、あと運用の問題がありますけれども、これは次会にさしてもらいたいです。

もう一つ、今度は大臣にお尋ねをしたいのは、一体年金制度というもののいろいろと付録をつけることがいいかどうかということです。付録をつけるというのを別なことで言え、たとえば今度重度精神薄弱児扶養手当法という新しいものが出てきておる。それからいま一つは生別母子に対する児童手当がある。いわばこれは国民年金に付随した政策なんですね。何かもうちょっと勇断を持ってやれば、国民年金に入り得る制度なんだから、それをやらずにやはりそういう付随的なものをつけていく、一体こういうことがだんだんできてきているのか。

それからいま一つは、この問題の答弁は大臣にお願いしたいのですが、福祉年金と生活保護を一緒に併給してもらっている。それから福祉年金と公的年金二万四千円、あるいは公務扶助料等の八万円を限度とする併給、こういうものが一方にある。ところが一方においては、厚生年金と労災の併給は、同じ障害については併給してはいかぬ。わずかにけい肺のごときは、厚生年金をもらう資格があつても、五割七分か何がしかになつてしまつておる。四割程度削減するわけですね。一方ではそういうふうに削減をしておる。一体政府は、こういうたまたまが違つたものを併給することを基本方針としてやつていくつもりなのか、併給しないでやつていくのか。あるいはあるときには併給し、あるときには併給しない、ある

ときは削減する、ちつとも一貫した方針がない。福祉的な政策をやろうとすれば、万人平等に、ある程度基本方針だけは貫いてもらわなければならぬ。そして所得その他格差があるならば、その上で所得その他の格差の問題は考慮してもらつておる。基本的な原則だけははつきりしてもらわなければならぬ。それがはつきりしていないです。これは選挙対策といえればそれまでかもしれませんけれども、はつきりしていない。この二点を、大臣御答弁を願いたい。どういふ方針でいくのか。

今後ともなお依然としていろいろな付録を国民年金にはつけていくのか。それともそれらのものを整理して、一本化の方向へいこうとするのか。あるときは併給をやる、あるときは併給をせず、あるときは減額して併給をやる、という、こういう三つのケースがあるが、一体どれをもって将来の基本的なものとしようとするのか、ひとつ御答弁願いたい。

○小林国務大臣 これは一言で申せば、将来は当然調整とか統制をして一本化するというのが私はあるべき姿である、こういうふうに思います。何しろ御存じのように、終戦後やつとこういうものが始まつたばかりでありまして、そのときどきの必要によつていろいろものがばらばらに出てきておる。こういうことで、私は過渡的の現象としてはやむを得ないと思つておる。たとえばいまの福祉年金等にいたしましては、精神が限時法でもつて、こういうふうな理論にとらわれるものだからして、やむを得ずこんなものが出てきておるのであります。私の考え方としては、こういうことをせざるを得ないことは

非常に遺憾であります。またそこまでの理論の整理ができておらぬ。こういうことで理想の形としては、こういうものはいろいろなものを出すべきでないといふことは考へておられます。したがつていまの公的扶助料とか、こういうものは、これもいまのところ過渡的な問題であるからしてやむを得ない。したがつて併給をするか減額をするかというややこしい問題が出てきておりますが、こういうものも時期がくればやがてすつきりするので、私はこういうふうなふうに思つておるのであります。

○滝井委員 御存じのとおり、国民年金法ができたのが昭和三十四年なんです。拠出制は三十六年なんです。経済白書が、もはや戦後でないといつてからこれはできた。そしてもう三十五年、三十六年は総合調整の問題が起つておつて、厚生省も総合調整をやる、ということをお明言するし、それから社会保障制度審議会にその答申を求めたおつた段階です。大臣のいま言われるように、国民年金に関する限りは、初めから総合調整をやる、ということ、これは通算年金までつくつておつたわけですね。ところが、だんだん制度が一本化していかなければならぬのに、児童扶養手当とか、こういう重度精神薄弱児の扶養手当というものがぶら下がつてき始めておるわけですね。だからやはり一本化していくべきだ、という感じがするわけですね。

それから併給の問題も厚生年金、これは大臣の所管です。厚生年金と労災でもなかなか一本化しないでしよう。厚生年金はわれわれみずからが事業主と折半をして、保険料を納めておるのだが、労災は、事業主は自分の使つて

おる労働者が業務上の災害を受けた場合に払つてやるべき制度、全然たまたま違つておる。ところが労災の打ち切りを受けたら六年間は厚生年金はストップしますよ、こうなつておる。けい肺はよくやくわれわれが押して押して押しまくつたために、それじゃ減額して厚生年金を労災から、けい肺、脊髄損傷の場合に差し上げましよう、こういうことになつて幾分過渡的な形が出てきておる。しかし私は、やはり一本にしてどちらか足した分をやるような制度をやるべきだと思ふ。それを中途はんばにするため事務が非常に複雑になつてくる。役人の側はこれは労働省、厚生省と分かれて、それぞれ自分の専門の事務をやつておるからいいが、受ける側の、労働災害を受けた滝井義高は、両方に手続をしなければならぬことになる。そういうことはいたすに住民を迷惑におとしおられるだけですね。こういう制度は一つにすべきだ。それが私がいろいろ質問をしたらどう言つたかといふ、いや、あれは実は一本にするところだつたんだ、ところが労働省、厚生省とはもともと一つの省に自分分のほうの所管のものを持っていかなければいけぬといふので労働省は労災の分を持っていく、もう一つの厚生年金は厚生省に残すといふふうになつて分かれたのだ、ああいうことになつた。全く一本にするべきだといふことを

言ふ人も役人の中にも、厚生省、労働省の分離過程における歴史的な悲劇が労働者に及んでおる。分離するのは悲劇じゃなかつたかもしれぬが、分離の際の権限争ひの意識が労働者にきておる。こういうことをある役人が

こつそり説明してくれたが、ああそつたかといふことになつて、それならば妻だけは何か実現しようじゃないか、妻は四十歳以上でなければ未亡人になつても年金をもらえぬといふことになつておる。そういうばかなことではない、どうしてかといふと、四十歳以下なら再婚ができるからだということ。今度は小林厚生大臣の努力で四十歳以下でも未亡人になれば遺族年金がもらえるようになりましたけれども、そういう何か全くわれわれの常識の外のことがそういう形であつてくる、そういうのは困つたことだと思ふのですよ。それなら、ひとつこらあたりで、総合調整の問題もあるのだから、基本的な線は確立してもらわなければならぬと思ふのです。ところが、依然としてそういうものが改正のたびにでてこないのです。そして、ますます複雑になつてくるでしょう。ぼくがあとでいろいろ質問しますが、おそろくあなた方、簡単に答弁できぬような複雑な形にだんだんなりつつかうと思ふのです。ぜひひとつ大臣、そういう点は、大内兵衛先生じゃないけれども、奮勇をふるつて是正をしてもらいたいと思ふのです。

そうしますと、今度新しくこういうふうに国民年金が改正をされることになつたんだが、この解決をされる点は、カタツムリが歩くように、遅々としてなかなか進まないわけですね。毎年毎年改正をされるけれども、一項目か二項目ずつ、ちよびちよびと改正をされていくわけですね。ところが、一方、経済といふものは、異常な速度で進んでいっている。池田さんじゃないけれども、これから十年したら所得を

七

もミンナニイヨという予算をつくつておる。三兆二千五百四十四億円ですよ。ミンナニイヨという予算をおつくりになったのだから、これはみんなよくなくちやならぬわけです。ところが年金のために六百二十七億円の金を拠出と無拠出で出しているわけでしょう。それから医療のために千九億程度出していますよ。これは結核その他を除いて社会保険に千九億です。これをいま言ったように、少なくとも三千五百円を倍にしようとするれば、国庫負担というものは六百二十七億が千二百億程度にはならざるを得ないですね。それは池田さんは経済はほとんど伸びておる、心配するな、おれにまかせておけ、こうおっしゃるけれども、これは数字としてはつつましやかな要求ですよ。四十年掛け金をかけて五年据え置いて六千五百円か七千円程度の二倍の年金を四十一年には実現をしてみたいとすれば千二百億の国の財源が要りますよ。少なくとも無拠出もその程度に足しては上げてやらなければいかぬのです。百円とか二百円とか上げたってば大きな金を要るわけですからね。御存じのとおり拠出は百四十四億、無拠出は四百十五億ですから、ばく大な金がすぐに要るわけです。一体そういう客観情勢があるでしようかというのをここの予算から見たら、どうしても私たちが出てこないのです。大臣は四十一年になつたらやるが、たゞいま構想はないから待て、こうおっしゃるから四十一年まで待ちますけれども、その客観情勢だけはある説明してもらわなければいかぬわけです。四十一年には前進する客観的な情勢があるという説明をしても

らわなければならぬ。そうすると、私が言いたいのには、御存じのとおりミンナニイヨという三兆二千五百四十四億円の予算の中で公共事業の経費、しかもこれは五カ年計画に予算をとられているのですよ、道路整備五カ年計画は二兆一千億が四兆一千億になつた。そうすると、五カ年計画にとられていくのだからこれは確実に食っていくわけですよ。むしろ二、三年すると修正されてもうちよつとふえるかもしれませぬ。そういう情勢です。そうすると、三兆二千五百四十四億円の予算の中で道路、港湾等の公共事業に使われる経費は一分八分ですよ。そして交付税の中に含まれている公共的経費は、六千億ちよつとこえる交付税の中でやはり一分八分程度です。三兆二千五百四十四億の三割七、八分は公共的なものに食われてしまつておる、予算の弾力が非常に少なくなつておる。この予算の弾力が少なくなつておる中で現金をもらわなければならぬのですよ、年金、社会保障というものは手形じゃだめなんだから。そうすると確実に予算を食うわけです。そこで私たちは歴代の厚生大臣に向かつて、河野さんという実力大臣が建設大臣になつたら二兆一千億程度のものが四兆円をこえる五カ年計画ができるならば、貧しい階層の低所得階層のための社会保障のために長期計画をつくりなさい、そして確実な予算の伸びをしないことにはたいへんになりますよということを言つてきておる。それがまだ実現しない。したがって、もはや三十九年度予算というものは非常に弾力がなくなつてきてきたでしよう。弾力がなくなつてきて結果は一体どういふことになつておるか

という、いま言ったように社会保障だつて千九億程度で、それを今度は三百億、四百億伸ばすなどということは非常に不可能です。そうすると、一方においてはかちかち山のタヌキのしりに火がついたような緊急な医療費の前進をやらなければならぬ、医療費の緊急正がある。保険料の負担は低所得階層はできないというなら、保険料も見なければならぬというので、医療費のほうで金を食われれば、大臣が言うように、本格的な拠出の始まつていというこの非常に緩慢な要求しかない。年金に金が回る可能性はないのです。予算全体は非常に弾力を失つた。そして火急な医療問題が出ておる。そして長期構想で公共事業が金食つていくというならば、長期の本格的な拠出の始まつてない年金に金が来る客観情勢はないです。だから、この客観情勢のない年金制度を、バラ色でなくともいいですから、ささやかな夢を一体どうやって国民に与えるかという事です。ここの基本的な構想が厚生大臣として打ち出せない限りは、われわれがここで百万べん年金の問題を論議したつて前進がないのです。だから、この根本的な問題の前進の見通し、四十一年になつたらその構想をやるのだと言われるならば、四十一年における客観情勢を、私のいま言つたことを反論して、こういふ点で滝井君だいいじよぶだ、池田さんが経済のことにはまかしておけ、こう胸をたたいたように、ひとつ年金の前進についておれにまかしておけ、その理由はこうだ、こういふことを御説明願いたいと思ひます。

小林国務大臣 あなたは困難だ困難だと言われる。むろん困難な問題であります。困難だからといってほりつておくわけにはいかぬ。厚生年金なり共済年金の今日のような姿をこれから前進しようという事で、私どもはこういふふうになります。こういふことはいま言えないが、しかし、困難だからといってほりつておくわけにはいかぬのです。あと限りの努力をすなわ、こういふことを申し上げておるわけでありまして、これが倍になるか幾らになるかというようなことは、これはわれわれが計画をたどつたところで財政事情というものは必ず大きな一つの制約になる。しかし、政府としては、社会保障の前進のためにあらゆる努力をしなければならぬということはいまのところは申し上げようがない。とにかく厚生年金が一万円になるという事は、ほかのことはどうでもいい、これだけやるのだ、こういふ考えでは政府としても出発はできないので、非常な困難の中にも何とかこの問題を少しでも前進させなければならぬ、こういふ立場にあるというふうには私は考えておるのであります。何か滝井さんは私が困難だと言ひ切ればそれでいいようにもとれるような御発言をなさつておられますが、私どもも困難だと思つておられます。困難だが、困難だと言つてはおれない問題ではないか、年金の改善についてはもうすでに足を踏み出しておるのだ、そういうことを私どもは考えておるのであります。

滝井委員 私は大臣に困難だという発言を求めようとしておるのじゃないのです。ナポレオンではないけれども、わが辞書には不可能はないということをやつてもらいたいです。そのためには踏み出した足が停滞してはいかぬ、足踏みをしてはいかぬのです。踏み出した足が一步でも二歩でもいいから前進する体制を、いまの苦しいこの弾力性を失つた予算の中からどう一体活路を見出していきますか、これをお聞かせ願ひたい。われわれも悩み、苦慮してその方法がなかなか見つからぬで困つておられます。どういふことなんでしょう。われわれが分析した結論はそこを達しておられます。だから、あなたのお互いにとり限り努力したいのです。しかし、努力をする限りにおいてお押しならこういふ前進ができるのだという答弁がなければ、政治家の答弁にならないのです。だからそうしなければさいせん主張したように、結局それはチャチなその場限りの改正になつていって、国民にバラ色とまでは言われないが、ささやかな夢も与えられないことになりまして、それではいかぬから、ひとつ何とかしようじやないかというのが私の持ちかけなのです。したがって、大臣に不可能なんて言われたらたいへんだ、大臣が不可能だというならば、大臣がわつてもらつて、可能にする大臣に出てもらわなければならぬことになるわけで、私はあなたが可能にできるだろうと思つて、可能の方法をひとつ探究してもらいたい、何かありますか、こういふことなのです。前向きで議論をされているのですよ。建設的な意見を言っているつもりなのです。そのためにはこういふ大きな壁が

必要がある。その壁をあなたがいかにか乗り越えるか、克服するかということ、現実には政策を担当していらつしやる政治家としての小村厚生大臣の任務である、その任務を果たすためには一体どうしますか、こういうことを質問しているのです。だから、その壁を乗り越えてくれる、壁を克服する政策を言ってもらわぬ限りは、ただあと少し努力するのだ、困難なことはわかっているというだけでは答弁にならないですよ。だから、そこをひとつ御指導願いたい。これは大臣がそこまで行かなければ、専門にやっている局長のほうで、こういうぐあいにやってみたらどうでしょうか——何も額は言う必要はないのですからね。それがなかつたら政策は立たぬですよ。

○山本(正)政府委員 確かに滝井先生がおっしゃるようなむずかしさがあるという事は、私もよく承知をいたしておきます。そこで国民年金の、特に拠出年金の改正問題というのは、いろいろのくふうをこらしてみなければいかぬと思うのでございまして、現在も国民年金審議会におきまして、次の改正というのについては基本的にどういった態度で臨むべきかということについて御意見を伺っておるような次第でございまして、具体的に申し上げますと、年金の額をいかにするかということも一つあるわけでございますが、いま御指摘もございましたように、負担能力という問題が一つあるわけでございます。

でございますが、この制度ができました以降におきます国民所得の上昇、これは平均的には参らぬと思いますが、それから見ましても、保険料のある程度の引き上げ、どこまでという事は別として、そういう方法による面が一つ。それからまた、現在フラットで百円、百五十円というふうな保険料になつておられますのを、これをもう少し所得に比例させた面を付加していく。これがどう使われるか、この所得に付加した面を再分配に使うか、それとも一部は再分配に使つて、一部は本人に返つてくるような使い方にするかというところのくふうも一つ可能ではないかと考えます。

いま申しましたようなことを総合的に考えてまいりますと、ある程度拠出年金の改正というものは可能であるといふふうに考えておられます。それを幾らにするか、また幾らにすることによつて保険料がどうなるかということが今後の問題でございまして、そういう要素を私どもいま検討いたしてある次第でございまして。

これは保険ですから、当然給付がよくないればある程度の保険料の引き上げというものは忍ばなければならぬ。これは農民や中小企業、高度経済成長政策のしわ寄せを受けている層でも、老後を保障する制度がほんとうに確立されようというならば、ある程度の引き上げにも応ずると思つておられます。しかし、ある程度の引き上げには応ずるけれども、この限界というものはそう高くない。非常に低いところにししか引き上げの限界というものはないのではないか。そう高度の引き上げはできないのじゃないか。

それからいま一つは、フラットの所得を報酬に比例をさしていくということになると、三千五百円とかいうような低額の年金を差し上げる場合に、医療保険ならばわりあい短期で片づくのだけれども、長期のこういう老後を保障するものに再分配機能をあまり強くつけるということになると、保険料が集まらぬという可能性が出てくる。それならば、私はこの金は自分で信託でも預けておいたほうが得ですよということになりかねない。ここにも限界があります。そうしますと、再分配機能を發揮しますために、国の税金でまかなつていくという形になる。これを加味せざるを得ない。ところが、これもさういふ言つたようになかなか限界があるというところになります。これはなかなかうまくいかなないので、そこでも問題なのは、こういうふうな医療の面を見ても——私いづれ小林理事さんと相談をして、あしたかあさつてやはり一べん医療費の問題をやらしてもらわなければならぬ時期が来たと思ふ、緊急は正というわけだから。

去年やらなければならぬものが、だんだん延びていつて緊急でなくなつておるので、やらなければならぬの相当の予算を食うという客観情勢が出てきておるわけですね。そうしてこの年金を四十一年にはやらなければならぬ。四十一年にはやらなければならぬ。また本格的に出てくる。緊急は正ではない。そうすると、これは長期の老後保障と短期の医療保障との間にシーソーゲームが起つて、たいへんな財源を食うことになる。

そこで山本さんに、事務局として——大臣はなかなかそこまで御検討になつておらぬようであるから、あなたにひとつ尋ねてみたいのだが、こらあたりでひとつ、あまり国の金ばかりをたよりにせずに、あなたが第二番目に指摘をされたように、相当の報酬比例的な制度を確立しようという御意見もあるのです、それをもう一歩前進させて、ここに社会保障という目的税をとつて、長期と短期のこの行き詰まりつつある日本の社会保障をひとつ転換をする研究をしたことがあるかどうか、社会保障という目的税をとつて転換を考えたことがあるかどうか、事務的に検討したことがあるかどうかというところで、これはまだ自民党の政策でないわけですから、壁が厚ければ厚いほど何か転換政策を考えなければならぬときが来たと思ふ、日本の社会保障は。それは医療問題にしても年金の問題にしても、労働組合が反対をして、医療問題は療養担当者側と支払い側と両方から反対をするというふうなことは、明らかに行き詰まりが出てきておるといふことですよ。

だからこらあたりで抜本的な何か方向転換をやらなければ福祉国家は建設できない。私が冒頭に指摘したように、福祉国家論を唱えておるけれども、福祉国家よりか非福祉性というものが非常に濃厚にあらわれておる。だからこれを打開するためには、やはり所得の多い人から相当の金をいただくというならば、もう目的税以外にはないのでないか。その目的税のやり方は、物品税の付加税とか奢侈税とかいろいろあると思つておるのですが、そういう方向にいかざるを得ない形になつておるのではないかと。そうしていまあなた方が考へておるプール資金なんというものは、反対があつてできないだらう。特に健康保険における——これは健康保険のときに論議しますが、できないだらう。それならば、もはや一挙に全国民から金を集めていくという形をとらざるを得ないのでないか。それでこの社会保障の弊害を乗り切る以外ない。それが四十一年における日本の年金制度確立のてこではないかという感じがするのですけれども、こういう点について何か検討したことがありませんか。

○山本(正)政府委員 ただいま御指摘がありました意味におきまして、そういう、抜本的にといひますか、構想を根本的に考え直す時期に来ておるか、將來くるかという見通しの点につきましても、いろいろあるかと思つておるが、御承知のようにこの国民年金制度をつくらうと言つた政府においてもまた国会においても論議が出てまいつておりました当時に於いて、厚生省におきましても委員をあげて問題を御議論願つたのですが、その際においてやはり目的

と、この具体的な区別はだれが一体どうやってやるのかということです。先日ライシャワー事件が起こりましたね。ライシャワー事件で新聞を読んでもみると、暴行を加えた青年は、ある新聞は精神分裂病者だと書いています。ある新聞を見ると、あれは精神病者だ、こう書いてあるわけです。そしてある学者は、朝日新聞だったと思うのだけれども、あの青年を精神分裂病者だというのは間違いだ、あの青年は精神分裂病だ、こういうふうに言っているのです。そうすると、おそらく普通の人は新聞を見て、精神病と精神病者とは大して変わらぬ、どっちでもいい、これは頭のバーなやつがやったのだ、こういう簡単なことになっていく。ところが、今度はどっこい、年金になるとそうはいかない。ライシャワーさんを刺した青年は、精神分裂病者であろうと精神病者であろうと、とにかくちょっと左巻きの青年だったというところで世の中は済んでしまう。ところが、いざ今度は、その青年がこの年金の金をもらうかもわからないかということになる、ライシャワーさんの刺されたときの新聞を出してみると、こっちは分裂病になっている、こっちは精神病者になっているぞ、これはどっちだということになる。この区別はだれが一体どういうようにしてやってくれるのか。

○高木説明員 いま先生のおっしゃるとおり、精神病質、異常性格と精神病の区別はなかなかむずかしいと思いますが、この精神に關します障害年金の診断書の作成は、必ず精神衛生法による精神鑑定医が診断書を作成するということになっています。そうし

てその審査は県のほうに精神の専門医を置きまして、その人がその診断書を見て障害年金の認定をする、こういうふうにいたす所存でございます。
○滝井委員 これから自民党のほうで何か部会をやるそうですから、各論に入ります私の質問は後日に留保して、きょうはこれでやめます。
○小澤委員長代理 本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後三時五十分散会

社会労働委員会議録第二十七号中正
誤

ハシ段 行 誤 正
四二 一五言々 云々
七一 三 おもおもし おもしろくろく

社会労働委員会議録第二十八号中正
誤

ハシ段 行 誤 正
三三 元 国民、 国民の
シシ シン、代 生ワクチ生ワクチン
一八一 シン、代 代